

# 第1章 兵庫県の環境問題と環境政策の方向性

## 第1節 兵庫県の環境問題

### 第1 環境問題の動向

兵庫県では、昭和30年代から40年代にかけて、高度経済成長とともに阪神や播磨等の瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした産業活動に伴う大気・水等の生活環境の汚染や大規模な開発に伴う自然環境の破壊といった公害問題が生じた。

大気汚染は、石炭から石油へとエネルギー源の転換により、粉じんから硫黄酸化物を中心としたものへと質的に変化するとともに、工場や自動車などから排出される窒素酸化物による汚染が進み、やがて光化学スモッグの発生をもたらした。

また、工場等の排水が流入する河川や瀬戸内海の汚濁が進み、昭和40年代には瀬戸内海のほぼ全域で赤潮が頻繁に発生するようになり、漁業資源に重大な影響を及ぼすとともに、P C Bによる環境汚染が社会問題となるなど、公害発生の広域化、形態の多様化が進んだ。

これらの公害問題に対して、総合的な対策を実施するための早急な法的整備が求められる中、兵庫県においては、国に先んじて「公害防止条例」（昭和40年）や「自然環境保全条例」（昭和46年）を制定し、先進的に公害対策を展開してきた。

国における「公害対策基本法」（昭和42年）や「自然環境保全法」（昭和47年）の制定後は、これらの法と条例の体系のもと、県が独自に、あるいは、国等と連携しながら環境問題の解決に取り組み、各分野でのりきめ細やかな規制等の対策を推進してきた。昭和50年代の後半には、二度の石油危機の後、高度成長の時代が終わり、省エネルギーが進んだこととあいまって、瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした大気汚染、瀬戸内海の水質汚濁等の産業型公害については、総体的にはかなりの改善効果をみたところである。

また、環境保全のための行政の一元化を図るため、国が昭和46年7月に環境庁を設置したことに対応して、行政組織を整備充実し、昭和48年度には環境行政を一元的に展開するために生活部に環境局を設置し、以降、再編成はあるものの、現在の環境行政の機構が整った。

その後、新たに「全県全土公園化の推進に関する条例」（昭和60年）の制定を行う等快適な環境を創造するための政策も積極的に推進し、さわやかな県土づくりの中核

をなす政策として、公害の防止、自然環境の保全、快適な環境の創造に関する取り組みを進めてきた。

### 第2 新たな環境問題の顕在化

ところが、経済が安定成長へと移行していく中で、全国的に、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが定着する一方、グローバリズムの進展、規制緩和の基調のもと、人口や社会経済活動の都市への集中が急速に進行した。このような結果、環境問題は従来の産業型公害から、急増する自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音公害、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大及び処理困難化等の都市・生活型公害へと変容するとともに、人々の関心も都市化の進展、大規模プロジェクトの進行等による自然環境の破壊や地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題、さらにはダイオキシンや内分泌攪乱化学物質などの有害化学物質による環境汚染へとシフトしてきている。

このような新たな環境問題の多くは、通常の事業活動や日常生活に起因するさまざまな要因が複合的に環境に影響を与えており、汚染企業と被害住民という構図で示される旧来の産業公害と質的、構造的に異なっている。

このため、従来の一定規模以上の事業者を対象にした排出規制を中心とする公害対策や地域指定による土地利用規制を中心とする自然環境保全対策では、十分な対応が困難であるとともに、公害の防止、自然環境の保全、快適な環境の創造という分野別の施策では、様々な要因の複合的な影響に対して、適切な対応が取れない状況となっている。

また、地球環境問題等は、今までの環境問題にはない、国境を越えて地球全体に及ぶ空間的な広がりと将来の世代にわたる時間的な広がりを併せ持つて、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を与える恐れが指摘されている。

こうした動向を踏まえながら、21世紀を本当の意味で「環境の世紀」とするためには、県民・事業者・行政等の各行動主体の意識改革を進め、環境に配慮する行動規範（環境倫理）の確立を図っていくとともに、社会のあり方を環境に適合し持続的に発展が可能なものに変革していくなければならない。現在に生きる私たちは、こうした厳しい状況を開拓するため懸命の努力を払い、「緑豊かな地球」を未来の世代に引き継ぐ重い責任を負って

いるのである。

## 第2節 環境政策の方向性

### 第1 国等の対応

このような環境をめぐる状況の変化を受けて、国においては、平成4年にブラジルで開催された地球サミットの成果も踏まえて、地球環境問題や都市・生活型公害等の今日の環境問題に適切に対応するため、平成5年にそれまでの公害対策基本法にかわり、今後の環境政策の基本理念と、これに基づく基本的施策の総合的枠組みを定める「環境基本法」を新たに制定し、平成6年には、本法に基づき「環境影響評価法」「地球温暖化対策の推進に関する法律」そして平成12年には「循環型社会形成推進基本法」などが次々と制定された。

### 第2 兵庫県の環境政策の新たな方向

#### 1 環境の保全と創造に関する条例の施行

本県としても、これまでの環境政策の歩みを基礎として、今後は、循環・蓄積型の社会経済システムへの変革や新しいライフスタイルの創造を基調に置き、日本の縮図ともいえる多様な自然環境や社会環境等の環境特性を踏まえた、新たな課題に対応可能な環境政策を展開していくことが必要であることから、社会の構成員すべての参画と協働のもとに、自然と共生した持続発展可能な社会、すなわち環境適合型社会を形成することを目指して「環境の保全と創造に関する条例」を平成7年7月に制定した。

この条例は、環境問題に取り組むための基本的な考え方や方針を明らかにした「理念条例」としての性格に併せ、「公害防止条例」、「自然環境保全条例」、「全県全土公園化の推進に関する条例」の内容を受け継ぐとともに、自動車、ごみ等の都市・生活型公害、温暖化、オゾン層破壊等の地球環境問題、身近な自然の確保、良好な生活環境の確保等の快適環境の創造等の新たな課題についての具体的な実効性のある施策を盛り込んだ「実体条例」としての性格も有しており、本県では、これにより、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための施策を総合的に推進していくこととしている。

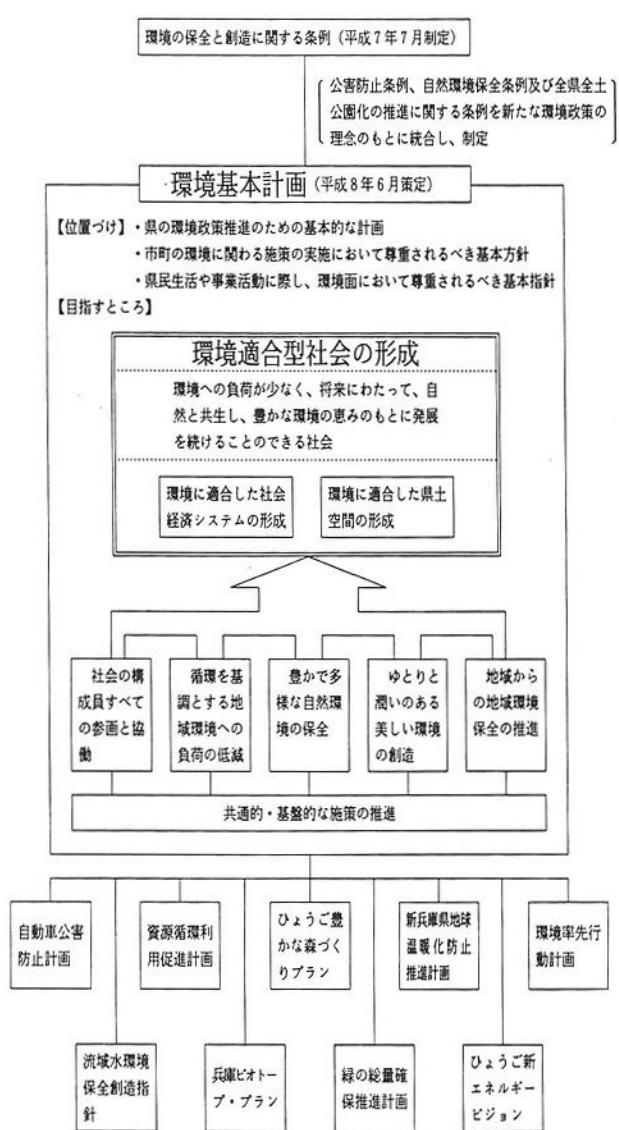
#### 2 兵庫県環境基本計画の策定

この条例に基づき、環境政策の長期的な目標とその達成に向けた施策の方向などを明らかにした「兵庫県環境基本計画」を平成8年6月に策定した。

この計画においては、①社会の構成員すべての参画と協働、②循環を基調とする地域環境への負荷の低減、③豊かで多様な自然環境の保全、④ゆとりと潤いのある美しい環境の創造、⑤地域からの地球環境保全の推進を目標として掲げ、環境に適合した経済社会システムを形成するとともに、これらの活動の基盤となる県土空間を環境に適合したものにするため、県土の環境特性を踏まえた施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

なお、近年新たに生じてきた環境問題に的確に対応し、21世紀の環境適合型社会の実現をめざして、「兵庫県環境基本計画」の見直しを行い、新しい環境保全、創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画（仮称）」を平成13年度に策定する予定である。

#### 環境政策の基本的方向



## 第2章 兵庫県における主要な取り組みの概要

### 第1節 社会の構成員すべての参画と協働の推進

環境に適合した社会の形成を進めるためには、県民、事業者、行政を問わず、すべての行動主体が、自らの行動を環境に配慮したものに改め、さらにお互いが連帯・協力のもとに取り組むことが大切であり、社会の構成員すべての参画と協働による取り組みを推進するための施策を展開しているところである。

#### 第1 協力・連携による取り組みの推進

「兵庫県環境基本計画」を地域から推進するため、県下6地域の住民、学識経験者、事業者、行政等で構成する委員会が設置され、それぞれの地域特性に応じた具体的な行動計画である「さわやかな環境づくり地域行動計画」を平成10年3月に策定されたところであり、平成10年度には各地域に推進会議が設置され、計画の推進が図られている。県では、この計画に基づく環境保全、創造活動をはじめとした地域のシンボル的な活動の実施について、ひょうご環境創造協会とも連携し支援していくこととしている。

ひょうご環境創造協会においては、環境アドバイザーレジスト制度の実施、県民・事業者の自主的な環境配慮や環境管理のための支援事業、情報提供等を実施するとともに、こうした活動を支援するための拠点として、平成9年8月にひょうご環境交流センター「ひょうごエコプラザ」を開設している。

また、平成3年から県連合婦人会、県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会が中心となって進めている「環境にやさしい貿易運動」は、身近な家庭用品の商品評価を行うとともに、その使用を呼びかけるなどグリーン購入に係る先進的な取り組みとして展開されている。

(注) グリーン購入：製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。)

#### 第2 各主体の自主的な取り組みの推進

事業主体として大きなウェートを占めている県では、率先してその事業活動を環境に配慮したものにするため、具体的目標を定めた「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム）」を平成10年3月に策定し、これに基づき、平成12年度までの具体的な数値目標を定め、温暖化防止に向けたCO<sub>2</sub>の削減をはじめ廃棄物の減量化、水使用量の節減、グリーン調達等、環境負荷の

低減等のため全庁あげて、積極的かつ計画的に推進している。

なお、現行の「環境率先行動計画」が平成12年度でステップ1の計画期間が満了することから、ステップ2として新たな改善目標を設定するとともに、公共事業の計画・実施、公的施設の管理・運営等に関しても環境配慮の視点を組み入れた計画となるよう、現行計画を発展的に見直すこととしている。

さらに、環境率先行動計画の確実な推進を図るとともに、県の活動が環境に配慮したシステムのもとに行われているとの客観的評価を得るために、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を率先して取得した。

また、事業者の自主的な環境管理の促進を図るため、セミナー等の開催により、ISO14001の認証取得や環境庁が提唱する「環境活動評価プログラム」の普及を進めている。

#### 第3 環境学習・教育の推進

「地球と共生・ひょうごの集い」の開催等環境月間ににおける啓発行事の実施、エコフェスティバルの開催による環境保全思想の普及、省資源・省エネルギー運動県民大会の開催等による省資源・省エネルギー運動等を引き続き推進している。また、環境学習・教育の推進の指針となる環境学習プログラムを作成し、市町に対して説明会を実施したほか、平成11年度からは、グループ等で環境学習を行う場合の借り上げバス代を助成する「エコツーリズムバス」の運行支援や小中学生を対象にした「こども環境通信員」及び「こども環境会議」の実施等全県的な環境学習・教育の推進を図っている。このほか、自然観察会等自然を大切にする意識啓発を行い希少野生動物等の自然環境情報を県へ提供するナチュラルウォッチャーの登録・育成等による自然保護活動の推進により、県民の環境保全意識の高揚を図ることとしている。

#### 第4 情報の収集、提供と公開

環境に関する情報を、総合的・体系的に収集・管理し、さまざまなニーズに対応して正確かつ適切に提供するため、平成5年度から平成8年度にかけて「環境情報総合システム」を整備し、インターネット、CD-ROM等を利用した県民への情報提供を行うとともに、関係機関等との情報の共有化を推進している。また、平成10年度

以降、最新技術を導入した効率化・情報の質の向上を目指し、システムの各機能の更新を実施している。

## 第5 経済的手法の活用

県内中小企業者の産業公害等を防止するために必要な資金を、長期かつ低利に融資する公害除去施設等設置資金融資制度の貸付金の貸付対象を拡充し、平成11年度からは省エネ又は環境調和型新工法施設・設備の設置資金を対象に加え、名称を地球環境保全資金融資制度と改めた。

また、公害緩衝緑地建設費元利補給や最新規制適合車購入資金貸付及び利子補給をはじめ、緑化基金、ひょうご環境創造協会の環境創造基金等の運用による支援を引き続きしていく。

## 第6 環境影響評価の推進

環境影響評価の実施にあたって、住民が意見を述べる機会を増やすとともに、対象となる事業の範囲を広げる等、環境影響評価制度により実効性と透明性を備えたものとするため「環境影響評価に関する条例」を平成10年1月から施行している。また、平成11年6月から「環境影響評価法」が施行されている。今後は、法及び条例に基づき、各種開発整備事業の実施に係る環境の保全と創造についての適正な配慮を促進していく。

### 第2節 循環を基調とする地域環境への負荷の低減

循環型社会の構築を進めるには、環境への負荷が自然の復元力を越えることがないようにしていくことが必要である。兵庫県では、事業活動や日常生活から生じる汚染物質や廃棄物の発生を減少させるとともに、発生した汚染物質や廃棄物を適正処理し大気環境、水環境、地盤環境等への負荷の低減を図っていくための事業を推進しているところである。

## 第1 大気環境の保全

近年、過去に規制対象となっていた多くの大気汚染物質が、わが国の大気中から検出されており、長期的・継続的に暴露されることによる健康影響の懸念があることから、大気汚染防止法の一部改正により、ベンゼン等の大気環境基準が設定され、平成9年4月から施行されている。

県においても、これら有害大気汚染物質による健康被害を未然に防止するため、大気環境モニタリングを実施するとともに、工場等における排出状況等の実態調査及び排出抑制への指導を実施しているところである。

また、本県の「環境の保全と創造に関する条例」では、全国に先駆けて自動車の不必要なアイドリング行為の禁止規定を設けるとともに、アイドリング・ストップ運動を県民運動として展開しているところであるが、平成9年度からは、バス事業者が行うアイドリング・ストップバスの導入に対して補助を行っており、今後は、貨客運送事業に従事する職業運転手に対する啓発について、重点的に取り組んでいくこととしている。

さらに、自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の改善を図るために、「低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車）」及び「低NO<sub>x</sub>車」の普及促進を図っているが、低公害車については、公用車への率先導入を推進するとともに、民間事業者等が行う低公害車の導入に対しその経費の一部を補助している。

また、低NO<sub>x</sub>車については、京阪神六府県市で組織する「京阪神六府県市低NO<sub>x</sub>車普及促進協議会」において、窒素酸化物の排出量が国の規制基準の2分の1程度の自動車を低NO<sub>x</sub>車として指定し、その普及を促進している。

## 第2 水環境及び地盤環境の保全

公共水域の水質汚濁の主な原因である生活排水対策としては、県の財政的、技術的支援のもと、公共下水道、農（漁）業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の整備を推進することにより、2004年に処理率を99%まで高めるべく「生活排水99%大作戦」を積極的に展開している。平成11年度末の処理率は、全国3位の87%にまで達している。

また、河川流域における水質、水生生物、水辺地等の水環境の保全と創造のため「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、流域水環境保全創造指針を策定し、それぞれの流域特性に応じた良好な水環境の保全と快適な水辺空間の創造を目指し、取り組みを進めている。

このほか、地盤環境保全対策としては、改正された水質汚濁防止法に基づき、平成9年度から県内で既に地下水汚染が判明している地区について、土壤ガス調査等による原因究明を行ってきており、引き続き原因者の特定に努めるとともに、順次その結果に基づいて、原因者に対する適切な指導等を行っている。

さらに、人と自然の共生する海域環境の創造を目指して「瀬戸内海沿岸域環境保全創造方策」の構築に向けた検討を進めていくとともに、人や野生生物への影響が懸念されている外因性内分泌擾乱化学物質（環境ホルモン）問題への的確な対応を進めるため、水質等の環境調査を全県的に実施し、今後の対応策について検討していくこととしている。

### 第3 廃棄物の減量化と適正処理の推進

再生資源の積極的な利用等資源の循環的な利用を促進するための総合的な施策を計画的に実施するため、「資源循環利用促進計画」を平成8年度に策定し、これを推進するための具体的な施策を展開している。平成9年に施行された容器包装リサイクル法に基づき策定した「県分別収集促進計画」の推進と併せて、引き続き、生産、流通、消費、廃棄、処理の各段階において、住民、事業者、行政が一体となって、廃棄物の減量化、再資源化対策を積極的に進め、実効ある総合的なリサイクルシステムの整備、充実を図っている。

また、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が大きな社会問題となっており、本県においても、県下全域を対象の環境調査を実施するとともに、総合的、恒久的なダイオキシン類削減を図るため、ダイオキシン類対策検討委員会からの指導・助言を得て、平成9年12月に策定した「ダイオキシン類削減プログラム」や平成11年7月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類削減対策を計画的に推進している。

このほか、大阪湾圏域で発生する廃棄物を長期的安定的に埋立処分するとともに、その埋立地を港湾施設に活用することを目的とした、大阪湾フェニックス事業について、県としても積極的に支援している。

### 第3節 豊かで多様な自然環境の保全

自然環境については、自然との共生の理念に基づき、兵庫県の有する豊かで多様な自然環境を県民が共有する貴重な財産として保全を図っていくとともに、県下における貴重な野生生物等の保全のための施策を推進しているところである。

#### 第1 貴重性の高い自然の保全

県下の絶滅の危機にある野生生物等を保全し、自然環境の多様性を確保するため「環境の保全と創造に関する条例」に基づく「指定野生動植物種保存地域」等の指定を図るために生息地における調査を行い、具体的な保護対策の検討を進めている。

また、平成7年3月に作成した「兵庫県版レッドデータブック」を、最新の知見や新たに県民等から寄せられた貴重種に関する情報をもとに、見直し作業を行っている。

#### 第2 野生生物との共存

人と生きものが共に生きる社会をめざし、多様な生物

が生息できる空間（ビオトープ）を保全・創出するための取組みの指針として、平成6年度に「兵庫ビオトープ・プラン」を策定した。

現在、これに基づいて、県下の各地域の生態系等の特性に応じたビオトープの保全・創出のあり方を示す地域別ビオトープ地図プランを順次作成しており、淡路、丹波、西播磨、但馬地域について策定済であり、12年度は神戸・阪神地域について策定作業を行っている。

### 第4節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

社会の成熟による、余暇を求める人々の欲求や、環境に対する意識の向上に伴う自然とのふれあいへのニーズの高まりに対応するため、多様な緑やゆとりある空間の創出、自然とのふれあいの場の整備を図っているところである。

#### 第1 豊かで多様な美しい環境の創造

県土に一定以上の緑を確保するため、「緑の総量確保推進計画」（平成3～12年）に基づき、緑の減少を極力抑制し、少なくなった場合には、極力それを回復させることに努めている。

平成8年からは、「緑の総量確保後期5カ年実施計画」により、前期の進捗状況を勘案しながら取り組むとともに、現在、平成13年度から実施する次期計画の策定作業を進めている。

また、西暦2001年（平成13年）までに県立公園の面積を4倍にすることを目標として、県立都市公園をはじめ、県民の多様なニーズに応じた各種公園の整備を推進している。

#### 第2 自然とのふれあいの推進

環境庁が提唱する長距離自然歩道の一環として、県内に近畿自然歩道のルートを整備し、本県の豊かな自然や優れた風景地を巡りながら、全国とつながる長距離自然歩道のネットワーク化を進めている。

また、自然とふれあう憩いの場を提供するため、国立公園、国定公園及び県立自然公園の計画的な整備を行っている。

### 第5節 地域からの地球環境保全の推進

地球温暖化など地球環境問題への対応については、「think globally act locally」のキーワードのとおり、地球規模で問題を考え、足元から行動を起こさなければ解決が困難であるため、県としては、地域レベルで積極的な

取り組みを進めるための施策を展開している。

は、「産業と環境」をテーマとする国際シンポジウムを、I G E Sと共同で開催した。

## 第1 地球温暖化防止対策の推進

平成8年3月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、「主電源オフ運動」の推進など、地域からの地球温暖化対策に取り組んできた。

また、平成9年12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3）」の合意内容を踏まえて、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を平成12年7月に策定するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」の指定等推進体制の整備を行い、各種の施策を実施している。

## 第2 オゾン層保護対策の推進

「環境の保全と創造に関する条例」において、全国的にも初めてのフロン放出禁止を罰則を伴って規定し、フロンの排出を規制するとともに、すべての関係者がその役割に応じた取り組みを促進していくために設立された「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」を中心とした回収・処理システムの効率的な運用を推進している。

## 第3 国際協力等の推進

本県は、世界の閉鎖性海域の環境保全を図るため、平成2年に第1回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス）を開催するとともに、平成6年に設立された国際エメックスセンター（平成12年4月より財団法人化）の活動を支援しているところである。

また、平成11年に第4回のエメックス会議が、トルコ・アンタルヤ市において開催されたが、次回は、平成13年（2001年）11月に兵庫で第5回会議を開催することとしている。

さらに、友好提携を結んでいる中国広東省との間で、平成5年から環境保全技術交流を実施しており、平成8年度及び9年度においては、酸性雨の測定に関する技術交流を重点的に実施してきたところであるが、平成10年度からは、酸性雨の原因物質である二酸化硫黄の測定技術に関する交流を重点的に実施している。

加えて、アジア太平洋地域における地球環境に関する国際共同研究の推進を目的とする政府間機関であるアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（A P N）の事務局機能を担うA P Nセンターが平成11年8月に開設されたところであり、本県としてもその活動を積極的に支援している。

このほか、財団法人地球環境戦略研究機関（I G E S）の関西における研究拠点の開設に向け、平成12年6月に